

令和3年9月定例総会 (令和3年9月30日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和3年9月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月30日(木) 午前10時00分～10時50分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (18人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (1人)

委員	5番	佐藤 作栄
----	----	-------

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第31号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第28号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第29号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 5	議案第30号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 6	議案第32号 新潟市北区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について
第 7	議案第33号 新潟市北区農業委員会行政文書管理規程の制定について

第 8 部会報告	農政振興部会報告
第 9 報告事項	農地法第 5 条転用届出に関する受理について 農地の転用事実に関する照会書について 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理に ついて

6. 出席事務局職員

事務局長	佐久間 清
次長	島 貫 徹
農地係長	浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和3年9月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、5番 佐藤 作栄委員が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和3年8月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、11番 若林 清廣 委員、12番 曾我 護 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 追加議案第31号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第28号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、を議題といたします。</p> <p>なお、日程第4 議案第29号 農地法第5条許可申請に関する処分決定については、取り下げの申し出がありましたので議題といたしません。</p> <p>議案第31号及び28号については、9月27日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>なお、議事参与の関係で2回に分けて審議します。</p> <p>最初に、議案第31号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についての案件のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号1番について審議します。</p> <p>つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、12番 曾我 護 委員の退席を求めます。</p>

議 長	<p>(議事参与委員退席)</p> <p>それでは、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>追加議案第31号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議事参与の制限に該当する案件について報告します。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件番号は、追加議案書の1番になります。</p> <p>所在地 北区新崎 以下記載のとおり 譲受人 北区新崎 株式会社 曾我農園 譲渡人 中央区鑑西1丁目 以下記載のとおり 地目及び面積 畑2筆 932平方メートル 契約内容 売買 10アール当り対価 536,000円 通作距離 200メートル 譲受人の農業従事者数 6人 譲受人の経営面積 202.27アール 地域区分 農用地区域外</p> <p>譲渡人が労働力不足で耕作ができないため、規模拡大を考えている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。 なお一層のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第31号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についての案件のうち、農業委員会等に関する法律第31</p>

<p>議 長</p> <p>農地部会長</p>	<p>条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号1番については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>(議事参与委員入室・着席)</p> <p>次に、議案第31号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、及び、議案第28号 農地法第4条許可申請に関する処分決定についての案件のうち、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>農地部会での審議内容について、議事参与の制限をする案件を除く案件を報告します。</p> <p>まず、追加議案第31号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号2番 所在地 北区新崎1丁目 以下記載のとおり 譲受人 聖籠町蓮野 以下記載のとおり 譲渡人 北区新崎1丁目 以下記載のとおり 地目及び面積 畑4筆 1, 761平方メートル 契約内容 売買 10アール当り対価 1万円 通作距離 12キロメートル 譲受人の農業従事者数 3人 譲受人の経営面積 291.96アール 地域区分 農用地区域</p> <p>譲渡人と、共有で所有している譲渡人の代表者が亡くなり、相続財産管理人によって申請地の売却を検討していたところ、規模拡大を考えている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。</p> <p>委員から、申請地はしばらく耕作されていない農地で、現在は雑草が茂っている。また、譲受人の家から申請地まで距離がある。きちんと耕作するよう注視していきたいとの意見がありました。</p> <p>農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。</p>
-------------------------	--

	<p>続きまして議案第28号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について説明します。申請は1件です。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区嘉山 以下記載のとおり 転用者及び所有者 北区嘉山 以下記載のとおり 地目及び面積 畑1筆 290平方メートル 農地区分 第2種農地 転用内容及び土地利用面積 農家住宅建築敷地 290平方メートル</p> <p>転用者は現在、申請地の隣に住んでいますが、手狭になり、農家住宅を建築することになったものです。</p> <p>申請地は小集団の農地であり、第2種農地に該当します。申請者は、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第31号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、及び、議案第28号 農地法第4条許可申請に関する処分決定についての案件のうち、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第5 議案第30号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第30号については、9月22日に農政振興部会を開催</p>
議 長	
議 長	
議 長	

農政振興部会長

して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。

農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。
議案第30号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本日の配布資料4ページの令和3年 利用権促進事業権利別実績表をお開きください。

② 農地中間管理権設定は4件 15,446平方メートルです。④ 所有権移転は1件 34,354平方メートルです。

次に、議案書3ページをご覧ください。所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。

番号1番 売買です。

譲渡人は会社員で、今年3月に相続した農地の売却について、法人化を進めている譲受人に相談したところ、売買することで話しがまとまったものです。

本件の経緯ですが、譲受人は当初、今年3月の法人設立を予定していましたが、補助金の効率的な活用に向けた計画の具体化のため、北区産業振興課や指導普及センターと相談を重ねるとともに、(株)壺成の協力を得て、法人設立の時期を模索してきました。結果的に、この11月に株式会社を設立することとし、補助金を活用して農業機械等の整備を図り、また、農繁期には譲受人が経営している別会社からの人材支援を受けるなど、具体的な計画を立てて、来春からの作付けに備えることとしております。この度、譲渡人の都合で出来るだけ早く売却したいとの申し出があり、法人化前ですがこれを受け入れることとしたものと聞いております。なお、今後の法人参入の際には、部会で新規就農計画をお聞きする予定です。

次に、議案書4ページをご覧ください。農地中間管理権設定に関する案件について、ご説明申し上げます。

中間管理機構への貸付けを行う4件の契約内容となっております。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付けを行うもので、経営転換協力金を申請する者は4件で3名となっております。

申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき、農地中間管理権の設定を行うものです。

	<p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	これより、質疑に入ります。何かございませんか。
小林浩委員	8番、小林です
議 長	8番、小林委員
小林浩委員	高額な売買ですが、譲渡人は800万円控除について承知しているのでしょうか。
事務局	ご本人は知っておるはずでございます。
小林浩委員	このくらいの所得になると何パーセントくらいの課税がされるのでしょうか
事務局	正確に把握してございませんが、1700万円程度の金額から800万円を控除した900万円に対して長期譲渡所得が掛かると思います。相続して間もないのですけれども被相続人が所有していた期間も含まれますので、これについては長期譲渡所得ということで、おそらく20パーセント程度の課税があるものと思われます。
小林浩委員	農地部会の際に意見しましたが、譲受人には刈り取りされていない田があり、本日も変化がないので指導をしていただきたいと思ひます。
事務局	現場は事務局も確認しています。農政振興部会でも同様の意見が上がってましたので、具体的な事例に基づいて、改善されるように指導の方をして参りたいと思ひます。
議 長	ほかに、何かございませんか。
	(質問・意見なし)

議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第30号 新潟市農用地利用集積計画の決定については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第6 追加議案第32号 新潟市北区農業委員会 文書事務取扱要領の廃止について、日程第7 追加議案第33号 新潟市北区農業委員会 行政文書管理規程の制定について、を一括議題といたします。</p> <p>議案第32号及び33号について、事務局から提案内容の説明を求めます。</p>
事務局	<p>追加議案第32号 新潟市北区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、をご覧ください。</p> <p>市長部局において、新潟市公文書管理条例を10月1日に施行することになり、これに関連して市長部局の新潟市文書規程が廃止されることになりました。</p> <p>行政委員会の北区農業委員会では、新潟市北区農業委員会文書事務取扱要領を定めていますが、市長部局が廃止する新潟市文書規程の例によっているため、これに伴い新潟市北区農業委員会文書事務取扱要領を廃止するものです。</p> <p>次に、追加議案第33号 新潟市北区農業委員会行政文書管理規程の制定について、をご覧ください。</p> <p>先ほどの議案第32号と関連しまして、市長部局において廃止する新潟市文書規程に代わり、新潟市行政文書管理規則が制定されることになりました。行政委員会である北区農業委員会事務局も、これに合わせ新潟市北区農業委員会行政文書管理規程を制定するものです。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は、事務局説明のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第32号 新潟市北区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、議案第33号 新潟市北区農業委員会行政文書管理規程の制定については、事務局説明のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第8 部会報告 農政振興部会報告を議題とします。9月22日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。 本日の配布資料2ページをお開きください。 先程ご審議いただきました、議案第30号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、農地中間管理権4件、所有権移転1件を審議しました。 また、新潟市農用地利用配分計画(案)については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。 主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。 皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定され</p>

事務局	<p>ました。</p> <p>次に、日程第9 報告事項を議題とします。 事務局から専決処分の報告を求めます。</p> <p>専決処分のご報告をいたします。 お手元の専決処分書11ページから14ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第5条転用届出に関する受理について、5件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、6件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、9件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和3年9月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 午前10時50分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正男

委員 若林 清廣

委員 曾我 護